

総発第 3 3 3 号
令和 7 年 2 月 6 日

酒田市監査委員 大 石 薫 様
酒田市監査委員 高 橋 千代夫 様

酒田市長 矢 口 明 子
(公 印 省 略)

定期監査結果に対する措置等について

令和 6 年 1 2 月 2 5 日付け監発第 7 8 号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

記

課名	監査結果		措置内容
保育 こども園 課	注意 事項	【支出事務】 ○予算の計上が適切でないもの 3 月補正予算の歳出で、本来、22 節償還金、利子及び割引料で予算計上するところ、21 節補償、補填及び賠償金で予算計上したため、年度末に 30,520,319 円の流用を行った。 予算要求時や予算内示後等、確認する機会があったものの見逃されたものであり、今後は担当者のみならず決裁過程においても十分に内容確認を行い、適正な事務執行をすること。 【収入事務】 ○納入の通知をすべき日から 1 か月を超えて遅延したもの 酒田子育て支援センターに令和 6 年 4	予算要求事務に関しては、要求時・内示後に複数職員によるチェックを徹底し、再発防止に努める。 指摘のあった内容については、年度当初に行う事務としてリスト化し複数の職

		月 1 日に自動販売機を設置した。その設置場所の貸付料 10,890 円（年額）の納期限は、市有財産賃貸借契約書第 5 条第 3 項により令和 6 年 4 月 15 日と定めている。同条第 5 項では、納期限までに貸付料を支払わない場合、年 14.6%の割合で計算した延滞金を支払わなければならないとしている。 しかし、貸付料の納入通知書は納期限から 1 か月を超えた令和 6 年 5 月 16 日に発行していた。 延滞金を定めて契約を締結していながら、納入通知書の発行が遅れたことは不適切であり、次年度に向けて対策を講じること。	員によるチェック体制を整えた。今後は、契約書に則った適正な事務処理を行い再発防止に努める。
健康課	注意事項	【支出事務】 ○支払期限が守られなかったもの 令和 6 年度全国市長会予防接種事故賠償補償保険（保険期間：令和 6 年 4 月 1 日から 1 年間）の保険料の支払について、令和 6 年 4 月 1 日に請求があり、支払期限は令和 6 年 4 月 30 日であった。しかし、相手方から未払の連絡があるまで気付かず、支払期限が過ぎた令和 6 年 5 月 10 日に支払った。令和 6 年度より、請求書は団体ホームページからダウンロードする方式に変更になったが、その旨、失念していた。 支払期限日から支払日までの期間に予防接種事故が発生した場合、賠償補償を受けられない恐れがあり、今後は十分な注意を払い、適切に処理を行うこと。	指摘のあった件については、例年年度替わり期の事務作業になるため、担当者の異動等があっても、支払い遅れ等が無いよう、複数の職員で作業内容の情報共有を行った。

こども未来課	注意事項	【契約】 ○契約書及び仕様書に必要事項の記載不備があったもの 個人情報を取り扱う業務は、本来、業務委託契約書に個人情報の取扱いに関する条項を定めなければならないが、定めていないものがあった。 令和5年4月からの個人情報保護法の改正に伴い、酒田市個人情報の管理に関する規程第36条の規定による、個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合に契約書に記載が必要になる事項については契約検査課で周知をしている。契約検査課作成のチェックリストでは、「個人情報を取り扱う業務の場合は、契約書に個人情報に関する事項を盛り込む必要があります。『契約書別記個人情報の取扱いに関する特記事項』の添付でも可」と通知している。 今後は同規程にのっとり適正に契約事務手続を行うこと。 【確認した契約書】 ・多胎児養育支援員派遣事業委託 ・子育て短期支援事業業務委託	指摘のあった内容については、取り交わし済の契約書に替えて、個人情報の取扱いに関する特記事項記載ページを追加した書式に差し替えることで、契約内容の修正を行った。 再発防止に向けては、年度当初の契約手結時に、係員が二重チェックを行うなど、慎重な事務の遂行に努める。
高齢者支援課	注意事項	【支出事務】 ○支払期限が守られなかったもの すこやかマスターズ事業業務委託料（単価契約）（6月分）の支払について、令和6年6月28日に請求があり、支払期限は正当な請求書を受理した日から30日以内であったが、相手方のやまがたe申請からの請求書の提出に気付かず、支払期限が過ぎた令和6年8月8日に支払った。 4月分、5月分もやまがたe申請による請求書提出だったが、支払期限内に支	指摘のあった内容については、担当者のみならず、複数の職員でメール及びやまがたe申請の処理状況を確認し、漏れがないようチェック体制を整えた。

		払っている。やまがた e 申請による提出は件数が少ないため、申請の有無の確認を習慣化するには大変な面もあるが、十分な注意を払い、適切に処理を行うこと。	
--	--	---	--